

大阪市生野区役所所有音響機器等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市生野区役所（以下「当区役所」という。）が所有する音響機器及びケーブル等（以下「音響機器等」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出しの対象事業)

第2条 大阪市生野区長（以下「区長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業に限り音響機器等を貸し出すものとする。

- (1) 大阪市・国・地方公共団体が企画又は実施する事業
- (2) 生野区内で活動するグループや団体及び企業が営利以外の目的で企画又は実施する事業であって、大阪市生野区（以下「当区」という。）のイメージ向上、地域防災力の向上や地域活性化につながると区長が認めるもの
- (3) その他、区長が必要と認めるもの

(貸出しの申請)

第3条 音響機器等の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「音響機器等借用申込書（第1号様式）」を区長に提出しなければならない。
2 前項の申請は、貸出しを希望する日の6か月前の日の属する月の初日から受け付け、貸出期間は原則として1週間以内とする。なお、申請の受付は先着順で行う。ただし、区長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(貸出しの承認)

第4条 区長は、申請者から前条第1項の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、音響機器等の貸出しを承認する。ただし、当区役所の業務で使用する場合を除く。

- (1) 貸出期間が、当区役所が使用する期間と重複するとき
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (4) 政治上の主義・支持・反対や宗教活動を目的とする事業
- (5) 暴力団もしくは、その統制下の団体による事業であるとき
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与える、又はおそれのあるとき
- (7) 正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、区長が不適当と認めるとき

2 区長は、前項の規定に基づき貸出しを承認した場合においては、「音響機器等使用承認通知（第2号様式）」により、申請者に通知する。

なお、貸出しを承認しなかった場合においては、「音響機器等使用不承認通知（第2号様式）」により、申請者に通知する。

3 区長が必要と認める場合は、前2項の規定に基づき貸出しを承認した期間内（以下「承認期間内」という。）であっても、申請者に対し音響機器等の返却を要請することができる。

（使用料）

第5条 音響機器等の貸出しに係る使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 第4条第2項の規定による音響機器等の貸出しの承認を受け使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 音響機器の使用にあたっては機器の説明書などを熟読し、正しい用法で使用すること
- (2) 承認された用途以外の使用をしないこと
- (3) 音響機器等を譲渡し又は転貸しないこと
- (4) 貸出しに係る搬送、運搬及び保管については使用者の負担で用意すること
- (5) 使用者は、承認期間内に音響機器等を返却すること。また、第4条第3項の規定による区長の返却要請を受けた場合は、直ちに音響機器等を返却しなければならない

（原状回復）

第7条 音響機器等を紛失、破損又は汚損した場合は、速やかに当区役所に連絡し、原状回復の方法を協議のうえ、使用者の責任と負担により原状に復さなければならない。

（免責）

第8条 音響機器等の貸出し及び使用、又は貸出し承認の取消し等により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、当区役所はその責めを負わない。

（補足）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附則

この要領は、令和6年8月16日から施行する。

音響機器等借用申込書

年 月 日

生野区長 様

貴区所有音響機器等を借用したいので、次の通り申し込みます。

なお、借用にあたっては、大阪市生野区役所所有音響機器等貸出要領の規定を遵守します。

・必要事項をご記入ください

所属・団体名						
申込者氏名						
住 所						
電話番号	(内線)					
使用目的 (行事名など)						
借用物品	裏面の通り(※裏面に記載してください)					
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分					
借用期間 ※期間最終日は 返却予定日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()					

借用を希望する物品について、必要な個数を記入してください。

種別	品名(最大数)	個数
ポータブルPAシステム	STAGEPASS 600BT(1)	
スピーカースタンド	STAGEPASS 600BT対応(2)	
ワイヤレスアンプ	ローランド CUBE Street EX(1)	
ワイヤレスマイクセット	シュアー SVX288/PG58 (ワイヤレスマイク2本セット)(1)	
有線マイク	シュアー SM58S(2)	
マイクスタンド	・クラシックプロ MSB/BLACK(1) ・K&M マイクスタンド 21020B(1)	
マイクケーブル	・カナレ EC05-B (XX)(2)	
シールド線(15m)	・カナレ LC15(6)	

音響機器等貸出(承認・不承認)通知書

大生第
年 月 日
号

様

生野区長

年 月 日付で申請のあった音響機器等の貸出しについては、(承認・不承認)することに決定したので通知します。

(不承認の理由)

(承認する音響機器等)

- | | | | |
|---------------|---|---------------|-----|
| ・ポータブルPAシステム： | 個 | ・スピーカースタンド： | 個 |
| ・ワイヤレスアンプ： | 個 | ・ワイヤレスマイクセット： | セット |
| ・有線マイク： | 本 | ・マイクスタンド： | 本 |
| ・マイクケーブル： | 本 | ・シールド線： | 本 |

(承認する期間)

令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()

(使用上の遵守事項等)

- (1) 音響機器の使用にあたっては機器の説明書などを熟読し、正しい用法で使用すること
- (2) 承認された用途にのみ使用すること
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (4) 使用場所への運搬、保管にかかる経費負担、及び手段の確保は申請者が行うこと
- (5) 音響機器等の使用にあたっては、紛失・破損・汚損防止のため取扱いには十分に注意し、
使用中に破損等があれば、速やかに連絡、協議のうえ申請者の責任と負担により原状回復す
ること
- (6) 承認期間内に必ず生野区役所に返却すること。また、承認期間中であっても区長から返却
の要請があった場合は直ちに返却すること
- (7) 音響機器等の貸出し及び使用、又は貸出し承認の取消し等により使用者が被った損害、又
は使用者が第三者に与えた損害に対しては、生野区役所はその責めを負わない